

会議名称	第3回市川市個人情報保護審査会						
議題等	<p>議題1(諮問事項の審議について) 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】」に係る第1回審議を行った。</p> <p>議題2(諮問の取下げについて) 処分庁(市川市議会議長)より諮問第1号及び第2号(処分庁による請求拒否決定に対する審査請求について)に係る諮問の取下げがされたことについての報告を行った。</p> <p>議題3(諮問事項の審議について) 諮問第3号(処分庁(市川市長)による一部承諾決定に対する審査請求について)に係る第1回審議を行った。</p>						
開催日時	令和5年12月25日(月) 14:00 ~ 16:00						
開催場所	市川市役所第1庁舎 2階 大会議室						
出席者	<table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>山本 博毅(会長)、國松 里美、鈴木 麻由美、遠藤 友規</td></tr> <tr> <td>事務局</td><td>【総務部総務課】植松課長、小泉副参事、中川主幹、牛脇副主幹、丹治主査、亀田主任主事、福島主事</td></tr> <tr> <td>説明課及び職員</td><td>新型コロナウイルス対策課:伊藤課長、森本主幹、福井主査、芦間主任主事 介護保険課:尾瀬課長、沓澤主幹、武藤主査</td></tr> </table>	委員	山本 博毅(会長)、國松 里美、鈴木 麻由美、遠藤 友規	事務局	【総務部総務課】植松課長、小泉副参事、中川主幹、牛脇副主幹、丹治主査、亀田主任主事、福島主事	説明課及び職員	新型コロナウイルス対策課:伊藤課長、森本主幹、福井主査、芦間主任主事 介護保険課:尾瀬課長、沓澤主幹、武藤主査
委員	山本 博毅(会長)、國松 里美、鈴木 麻由美、遠藤 友規						
事務局	【総務部総務課】植松課長、小泉副参事、中川主幹、牛脇副主幹、丹治主査、亀田主任主事、福島主事						
説明課及び職員	新型コロナウイルス対策課:伊藤課長、森本主幹、福井主査、芦間主任主事 介護保険課:尾瀬課長、沓澤主幹、武藤主査						
傍聴	■ 可(0人)(議題1) / ■ 不可(議題2及び3)						
会議概要 ※ 詳細別紙	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報保護に関する評価書の承認について諮問し、検討を行った。 諮問第1号及び第2号(処分庁による請求拒否決定に対する審査請求について)に係る諮問の取下げがされたことについての報告を行った。 諮問第3号(処分庁(市川市長)による一部承諾決定に対する審査請求について)に係る第1回審議を行った。 						
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> 次第 説明資料 						
特記事項							

別 紙

第3回 市川市個人情報保護審査会

【事務局】

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、第3回市川市個人情報保護審査会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、本日の出席委員の報告をさせていただきます。

鈎持委員につきましては、あいにく本日欠席のご連絡をいただいております。そのため、本日は5名中4名の委員にご出席いただいておりますので、「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則」第24条第2項（会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない）に定める定足数に達しており、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議には傍聴希望者はおりません。

(配布資料の確認)

それでは、議事に移らせていただきます。本日の議題は、「議題1（特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】に係る検討について）」と「議題2（諮問第1号及び第2号の諮問の取下げの報告について）」と「議題3（諮問第3号についての第1回の審議について）」の3件となっております。

本日の会議の内容のうち「議題1」につきましては、議事録を作成して公開したいと考えております。そのため、会議の録音につきましてご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、「議題2及び3」につきましては、市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例附則第4条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第3条の規定による廃止前の市川市個人情報保護条例第23条の3第7項により非公開となることを申し添えます。

それでは、山本会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【山本会長（議長）】

それでは、第3回市川市個人情報保護審査会を開催いたします。

はじめに、「議題 1（特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウルス対策課】に係る検討について）」を議題としたいと思います。

事務局より何かあればお願ひいたします。

【事務局】

ご審議いただくに当たり、事務局より特定個人情報保護に関する評価についての制度の説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【山本会長（議長）】

はい。結構です

【事務局】

それでは、「特定個人情報保護に関する評価について」、ご説明いたします。

「資料 1」の 1 ページ目の上段のスライドをご覧ください。

マイナンバー制度とは、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」という 3 つの目的を達成するために、平成 28 年 1 月から利用が開始された制度です。

その利用範囲は、当初、社会保障・税・災害対策の 3 分野に限定されていましたが、本年 6 月 9 日にマイナンバー法が改正され、「その他の行政分野」に、利用範囲が拡大されました。

具体的には、国家資格等に関する事務や自動車登録に関する事務が挙げられております。

1 ページ目の下段のスライドをご覧ください。

特定個人情報保護評価、PIA です。PIA とは、Privacy Impact Assessment（プライバシー インパクト アセスメント）の略です。

国や地方公共団体は、マイナンバーの漏洩等の事故が起こるリスクやその影響を分析し、適切な措置を定め、これらの内容を評価書として取りまとめるよう、マイナンバー法に規定されております。

この評価については、継続的に行うこととされており、年に 1 回、評価書を見直すこと、重要な変更があれば再評価を実施すること、重要な変更がなくても、5 年に 1 回は再評価を実施することが求められております。

この評価の対象となるものは、「特定個人情報ファイル」を取り扱う事務となります。この「特定

「個人情報ファイル」とは、マイナンバーを含む個人情報をデータベースのような形式に構成したものをおいいます。

2ページ目の上段のスライドをご覧ください。

評価には「基礎項目評価」、「重点項目評価」、「全項目評価」の3つがあり、対象人数や過去1年内の重大事故の有無によって実施する評価が異なります。

今回皆様にご審議いただく案件は、対象人数が30万人を超えることから、全項目評価を実施することとなります。

2ページ目の下段のスライドをご覧ください。

どの評価を実施するかの判断基準は、こちらの「しきい値判断」とおりとなります。

3ページ目の上段のスライドをご覧ください。

今回、全項目評価を実施するに当たっての流れをご説明します。

皆様にご審議いただく案件は、委託について重要な変更が生じたため、再評価を行うものです。

評価書（案）を作成した後、市民の意見を求め、必要な見直しを行った後、第三者点検を受けることとされております。

市民に対しては、本年11月6日から12月5日まで、市の公式ウェブサイトや中央図書館等において、評価書（案）を公表し、市民の意見を募るパブリックコメントを実施しました。修正等を求める意見はございませんでしたので、今般、第三者点検として、皆様にご審議いただき、ご承認いただければ、国が設置した個人情報保護委員会に提出して、公表する予定であります。

3ページ目の下段のスライドをご覧ください。

全項目評価書に記載される主な項目です。こちらに掲げた6つの項目となります。

「I 基本情報」では、事務の内容や使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由などについて、

「II 特定個人情報ファイルの概要」では、対象人数や記録項目、情報の入手元、使用目的、委託の状況、保管場所などについて、

「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」では、情報の入手や使用、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去などに関するリスク対策などについて、

「IV その他のリスク対策」では、自己点検や監査の体制、職員に対する教育や啓発などについて、

「V 開示請求・問合せ」では、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイ

ルの取扱いに関する問合せ先などについて、

「VI 評価実施手続」では、住民への意見聴取の結果や第三者点検の結果などについて、記載することになっております。なお、こちらの項目は現在記載されておりません。

4ページ目をご覧ください。

皆様にご審議いただくに当たっての審査の観点をご説明します。

「適合性」と「妥当性」の2つになります。

まず、上段のスライドです。

「適合性」としては6つのポイントがございます。

- ①しきい値判断に誤りはなく適切な評価を実施しているかどうか。
- ②適切な実施主体が実施しているか。
- ③公表しない部分がある場合、その範囲は適切か。
- ④適切な時期に実施しているか。こちらについては原則として、事務処理を変更する前に実施することとされています。
- ⑤適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。

最後に、⑥事務の実態に基づき、評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。

以上の6点になります。

次に、下段のスライドです。

「妥当性」としては7つのポイントがございます。

- ①担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ②事務の内容の記載は具体的か。
- ③事務における特定個人情報の流れを記載しているか。
- ④特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、漏えいその他のリスクを、事務の実態に基づき特定しているか。
- ⑤特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か。
- ⑥リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

この特定個人情報保護評価の目的とは、2つございます。

1つ目は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、2つ目は、国民・住民の信頼の確保です。なお、こちらにつきましては、1ページ目の下段のスライドに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

最後に、⑦評価書の表紙に記載しております「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」が、先ほどご説明しました特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

以上の7点になります。

以上が皆様にご審議いただくに当たっての審査の観点となります。

この後、具体的な事務の内容や評価書について、説明を行いますので、よろしくご審議くださいますよう、お願いします。説明は以上です。

【山本会長（議長）】

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問ご意見等があれば挙手をお願いいたします。

（委員一同意見等なし）

【山本会長（議長）】

ご質問、ご意見等他になければ、審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員一同異議なし）

それでは、事務局より何かあればお願ひいたします。

【事務局（植松課長）】

議題1をご審議いただく前に、所管課から諮問案件のご説明をさせていただきたいので、所管課の入室を認めていただけますでしょうか。

【山本会長（議長）】

はい、結構です。

（新型コロナウイルス対策課職員 入室）

【山本会長（議長）】

それでは、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関（新型コロナウイルス対策課）】

それでは、特定個人情報保護に関する評価書の承認についてご説明をさせていただきます。

はじめに諮問の趣旨からご説明いたします。本市では令和3年度より新型コロナワクチン接種を実施しておりますが、接種事務を行うに当たりマイナンバーを含む特定個人情報ファイルを取り扱うことから対象を30万人以上として特定個人情報保護評価を行った上で評価書を公表しています。今回再評価をすることになったのは、評価内容に変更が生じたためです。

なお、再評価は変更の前に行なうことが原則ですが、今回は、感染症まん延防止が目的であることから例外的に国の特定個人情報保護評価に関する規則における災害その他やむを得ない事由の発生時の規定を適用し、事後の実施とさせていただいております。

この度、変更点を反映した評価書の案を作成し、これについて、住民へのパブリックコメントの募集を完了したため、評価書の妥当性・適合性を本審査会に諮問いたします。諮問の趣旨の説明は以上でございます。

次に評価書の内容についてご説明をいたします。今回審査をお願いいたしますのがお手元の特定個人情報保護評価書案となります。時間も限られておりますので、評価書の要点をまとめたA3横の資料「新型コロナワクチン接種に関する事務全項目評価書概要説明資料」をもとにご説明をいたします。

前提といたしまして、新型コロナワクチン接種を受けるには、接種券が必要となります。初回接種日は住民基本台帳をもとに対象者全員分の接種券を作成しましたが、3回目の接種以降は正しい接種券の作成のためにこれまで何回接種したのか、前回の接種した時はいつかなどの接種実績情報が必要となります。このため、接種した記録を正確にデータ化することが求められます。これを詳しくご説明するため、概要説明資料の右の部分をご覧ください。

はじめに医療機関が、ワクチン接種を行うと、専用のタブレット端末を用いて国のワクチン接種の

記録システムであるVRSに登録を行い、併せて市の健康管理システムに紙のデータである予診票をデータ化して接種実績を登録しています。データに誤りのないよう少々複雑ではありますが、図の①から④の手順で国と市の両方のシステムのデータを結合し、健康管理システムに正しいデータを登録します。

これにより、⑤から⑥の流れで正しい接種券が市民の手元に交付されます。これまで健康管理システムからのデータ抽出作業は、委託業者が実施していましたが、事業者のSE不足により接種券発送の事務手続きに影響が出るおそれがあることから②と⑤にあたる業務を再委託することとなりました。これが、再評価に係る重要な変更点に該当するものでございます。

続きまして、資料の下側のリスク対策と記載してあります箇所をご覧ください。今回新たにリスク対策が必要なのは、概要説明資料の右の上の図の②と⑤の薄いグレーの色がかかっている部分における個人情報の取り扱い方法となります。

まず、再委託する業務のうち、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについては、一部再委託合意書に定めているほか、委託業者、再委託業者間で情報漏えいの防止や情報の取り扱い方法、責任の所在等を明記した機密情報保持契約を加えて締結し、これを順守することとしています。

また、システムにアクセスする際の制限としまして、再委託業者は、データ抽出作業のみを行うものとしており、委託業者の監督のもと実施されています。再委託業者の作業については、作業日における日報の提出、電話等により進捗等の随時報告などを行わせ、特定個人情報保護を徹底しております。

評価書の内容の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【山本会長（議長）】

ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明に対してご質問でご意見等がありましたら、挙手をお願いします。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】

鈴木から一点だけ質問させていただきます。再委託業者を選ぶときには、どのような基準で選んだのでしょうか。

【新型コロナウイルス対策課】

委託業者が選びましたので、市の方では基準をつけておりません。そのため、市は、委託業者が選んだ業者が適正かどうかを確認させていただいております。

【山本会長（議長）】

他に何かありますでしょうか。國松委員どうぞ。

【國松委員】

元々は委託業者まで全手続きはしていたけれども、今回初めて再委託業者のような二次的な委託があるという理解でよろしいでしょうか。

【新型コロナウイルス対策課】

はい。その通りです。委託業者のＳＥの不足が生じまして、これに伴い、業務の遅れが生じる可能性があることから再委託業者に委託しております。

【山本会長（議長）】

他にございますか。鈴木委員どうぞ。

【鈴木委員】

このようなＳＥ不足の事態は市川市に限ったことなのか、松戸や柏などの近隣でも同じ事態が生じているのか教えていただけますか。

【新型コロナウイルス対策課】

新型コロナワクチン接種に関する事務に限っては存じ上げませんが、ＳＥ不足という現象については、全国的にコンピュータ業界に共通して不足していると認識しています。

【山本会長（議長）】

他にございますか。

(委員一同意見なし)

ご質問ご意見他になければ質疑を終えたいと思いますがよろしいでしょうか。ご意見がある場合は、
挙手をお願いします。

(委員一同意見なし)

ご意見がないようですので質疑を終えますが、これで審議終了となりますか。

【事務局】

次回答申案の検討を予定しています。

【山本会長（議長）】

ありがとうございます。ご意見が無いようですので、質疑を終えさせていただきます。新型コロナ
ウイルス対策課の皆さまありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(新型コロナウイルス対策課職員 退出)

(「議題2」の報告及び「議題3」の審議)

【小林会長（議長）】

それでは、本日の審議事項は終了とします。

次回の審議は事前に調整しました通り、令和6年2月7日（水）10時から実施いたします。

以上をもちまして、第3回市川市個人情報保護審査会を終了いたします。

お疲れ様でした。

(閉 会)